

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第184号）が令和4年5月24日に告示され、同年5月25日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月18日付け保医発0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「020200 黄斑、後極変性」、「130050 骨髄増殖性腫瘍」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

「020200 黄斑、後極変性」のうち手術・処置等2の1に「ファリシマブ」を、「130050 骨髄増殖性腫瘍」のうち手術・処置等2の4に「アシミニブ塩酸塩」を追加する。

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類			年齢、出生時体重等			手術				手術・処置等1			手術・処置等2			定義副傷病		重症度等							
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応コード	フラグ	重症度等
02	0200	黄斑、後極変性	黄斑及び後極の変性 網膜障害、詳細不明	H353 H359							手術なし 手術あり	99 99 97 01 97 02 97 02 97 03 97 04 97 05 97 97		手術なし 黄斑下手術 硝子体茎頭顕微鏡下離断術 網膜付着組織を含むもの 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの) 硝子体茎頭顕微鏡下離断術 その他のもの 増殖性硝子体網膜症手術 網膜光凝固術	K277-2 K2801 K280-2 K2802 K281 K276\$ その他のKコード	1 1		水晶体再建術	K282\$	1 1 1 1 1 1 1 1		アフリベルセプト ラニビズマブ プロルシズマブ ファリシマブ				0 0 1 1		片眼 両眼		
13	0050	骨髄増殖性腫瘍	慢性骨髄性白血病[CML], BCR/A ABL陽性 非定型慢性骨髄性白血病, BCR/A BL陰性 慢性骨髄単球性白血病 肥満細胞白血病 骨髄異形成及び骨髄増殖性疾患、他に分類されないもの 細胞型不明の慢性白血病 真正赤血球増加症<多血症> 慢性骨髄増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群] 血液及び造血器のその他の明示された疾患	C921 C922 C931 C943 C946 C951 D45 D471 D473 D474 D475 D758							手術なし 手術あり	99 99 97 03 97 03 97 04 97 97		手術なし 脾摘出術 腹腔鏡下脾摘出術 リンパ節摘出術	K711 K711-2 K626\$ その他のKコード				4 12 4 11 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 3 9 2 8 1 6 1 3 1 2 1 1		ボナチニブ塩酸塩 ルキシリチニブリン酸塩 ダサチニブ ボスチニブ ニロチニブ塩酸塩 アシニブ塩酸塩 イマチニブメシル酸塩 化学療法 放射線療法 人工腎臓 その他の場合 中心静脈注射 人工呼吸	J0384 G005 J045\$								